

議案第 6 6 号

羽曳野市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市印鑑条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 8 月 30 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和 3 年法律第 40 号)に基づき実施する本市印鑑登録システム等の標準化に伴い、住民基本台帳カードを利用した印鑑登録証明書等の発行を終了するとともに、性の多様性に配慮することを目的として、印鑑登録原票の性別表記を廃止するほか所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市印鑑条例等の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(羽曳野市印鑑条例の一部改正)

第1条 羽曳野市印鑑条例(平成6年羽曳野市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第12条第3項中「第7号」を「第6号」に改め、同条第4項を削る。

(羽曳野市印鑑条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 羽曳野市印鑑条例の一部を改正する条例(平成27年羽曳野市条例第36号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

(羽曳野市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例の一部改正)

第3条 羽曳野市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例(平成27年羽曳野市条例第37号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「羽曳野市住民基本台帳カードの利用に関する条例」の次に「(以下「旧条例」という。)」を、「受けている者」の次に「に対する旧条例第3条第3号に規定するサービスの提供」を加え、「よることとされた」を「よることとされる当該住民基本台帳カードが」に、「当該住民基本台帳カードが効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が」を「その効力を失う時又は」に改める。

附 則

この条例は、令和7年3月31日までの間において規則で定める日から施行する。

羽曳野市印鑑条例 新旧対照表(第1条による改正)

新	旧
(印鑑の登録) 第6条 市長は、前条の規定による確認をしたときは、印鑑登録原票に印影のほか当該印鑑登録申請者に係る次に掲げる事項を登録する。 (1)～(5) 省略 <u>(6)</u> 省略 <u>(7)</u> 省略 2・3 省略 第7条～第11条 省略 (印鑑登録証明書) 第12条 1・2 省略 3 前項に規定する印鑑登録証明書には、第6条第1項第3号から<u>第6号</u>までに掲げる事項を記載するものとする。 以下省略	(印鑑の登録) 第6条 市長は、前条の規定による確認をしたときは、印鑑登録原票に印影のほか当該印鑑登録申請者に係る次に掲げる事項を登録する。 (1)～(5) 省略 <u>(6)</u> 男女の別 <u>(7)</u> 省略 <u>(8)</u> 省略 2・3 省略 第7条～第11条 省略 (印鑑登録証明書) 第12条 1・2 省略 3 前項に規定する印鑑登録証明書には、第6条第1項第3号から<u>第7号</u>までに掲げる事項を記載するものとする。 <u>4 市長は、事故その他の事由により第2項に規定する方法により証明することができないときは、規則で定める方法により証明することができる。</u> 以下省略

羽曳野市印鑑条例の一部を改正する条例 新旧対照表(第2条による改正)

新	旧
附 則 省略	附 則 <u>(施行期日)</u> 1 省略 <u>(経過措置)</u> 2 この条例の施行の際現に住民基本台帳カード <u>(羽曳野市住民基本台帳カードの利用に関する</u> <u>条例を廃止する条例(平成27年羽曳野市条例第</u> <u>37号)による廃止前の羽曳野市住民基本台帳カ</u> <u>ードの利用に関する条例(平成15年羽曳野市条</u> <u>例第23号)第2条第1号に規定する独自利用カ</u> <u>ードに限る。以下同じ。)</u>の交付を受けている 者については、行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律の施 行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 25年法律第28号)第20条第1項の規定により なお従前の例によることとされた同法第19条 の規定による改正前の住民基本台帳法(昭和42 年法律第81号)第30条の44第9項の規定によ り当該住民基本台帳カードが効力を失う時又は 当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が行 政手続における特定の個人を識別するための番 号の利用等に関する法律(平成25年法律第27 号)第17条第1項の規定により同法第2条第7 項に規定する個人番号カードの交付を受ける時 のいずれか早い時までの間は、なお従前の例に による。

羽曳野市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例 新旧対照表(第3条による改正)

新	旧
附 則 1 省略 (経過措置) 2 この条例の施行の際現に住民基本台帳カード (この条例による廃止前の羽曳野市住民基本台 帳カードの利用に関する条例(以下「旧条例」 という。))第2条第1号に規定する独自利用カ ードに限る。以下同じ。)の交付を受けている 者に対する旧条例第3条第3号に規定するサー ビスの提供については、行政手続における特定 の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律(平成25年法律第28号)第20条第1項の規 定によりなお従前の例によることとされる当該 住民基本台帳カードが同法第19条の規定によ る改正前の住民基本台帳法(昭和42年法律第 81号)第30条の44第9項の規定によりその効 力を失う時又は行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律(平 成25年法律第27号)第17条第1項の規定によ り同法第2条第7項に規定する個人番号カード の交付を受ける時のいずれか早い時までの間 は、なお従前の例による。	附 則 1 省略 (経過措置) 2 この条例の施行の際現に住民基本台帳カード (この条例による廃止前の羽曳野市住民基本台 帳カードの利用に関する条例第2条第1号に規 定する独自利用カードに限る。以下同じ。)の 交付を受けている者については、行政手続にお ける特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等 に関する法律(平成25年法律第28号)第20条第 1項の規定によりなお従前の例によることとさ れた同法第19条の規定による改正前の住民基 本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44 第9項の規定により当該住民基本台帳カードが 効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交 付を受けた者が行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律(平 成25年法律第27号)第17条第1項の規定によ り同法第2条第7項に規定する個人番号カード の交付を受ける時のいずれか早い時までの間 は、なお従前の例による。